

【 来て「しらかわ」住宅取得支援事業補助金・対象者及び住宅要件チェック表 】

			年	月	日	備考
現住所		取得日	年	月	日	
申請者		連絡先				

◆申請時期要件◆

- 補助対象住宅を取得（所有権保存登記等）した日から起算して6箇月以内の申請であること。

◆対象者要件◆ 下記の要件に全て該当すること

- 県外移住者又は市外移住者であること。
- 当該住宅の持分が2分の1以上であること。
- 補助金交付年度の翌年度から起算して3年以上継続して、補助対象住宅に定住すること。
- 原則として、補助金交付年度内に市内への移住が完了していること。
- 定住する地域の町内会に現に加入し、又は加入する見込みがあること。
- 定住する前の住所がある市町村（特別区を含む。ただし、本市は除く。）の住民基本台帳に、定住を開始した日から遡及して1年以上継続して市外に居住していた記録があること。
• 平成30年4月1日以降において契約前に移住準備等のため市内の別住所に転入した場合は、その転入日から基準日（取得日）までの期間が3年未満であり、かつ、転入前の住所がある市町村（特別区を含む。ただし、本市は除く。）の住民基本台帳に、転入した日から遡及して1年以上継続して市外に居住していた記録があること。
- 同一世帯全員が申請日において納期限の到来している市税等を完納していること。
- この要綱に基づく補助を受けていないこと。
- 暴力団関係者（白河市暴力団排除条例（平成24年白河市条例第31号）第2条第3号の暴力団員及び同条例第10条の社会的非難関係者をいう。）でないこと。

◆住宅要件◆ 下記の要件に全て該当すること

- 契約を締結した日が平成30年4月1日以降のものであること。
- かけ地近接等危険住宅移転事業補助金、公共工事に伴う移転補償、市行政分譲地建築助成金、県多世代同居・近居推進事業のいずれかを受けた住宅でないこと。
- 建築基準法等の関係法令に適合していること。
- 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された中古住宅にあっては、本年度末までに白河市木造住宅耐震診断者派遣事業等による耐震診断を完了していること。

◆補助額◆ ※「補助対象経費の1/2（A）」又は「補助基本額と加算額の合計（B）」のいずれか低い額

<県外移住者：最大200万円、市外移住者：最大100万円>

補助対象経費　【 】 × 1/2 = 万円・・・(A)

※ ①消費税相当分、②土地取得費（土地込みで購入し、建物部分の費用が不明な場合）、③外構工事費、④併用住宅における住宅部分以外の経費、⑤住宅の取得における他の補助金（金額が不明な場合は最大額）は差引き対象となります。

		来てしらかわ (市費)	来てふくしま (県費)	
基 本 額	<input type="checkbox"/> 県外からの移住（居住面積水準以上）	70万円	70万円	
	<input type="checkbox"/> 県外からの移住（居住面積水準未満）	70万円		
	<input type="checkbox"/> 市外からの移住（居住面積水準以上）	70万円		
	<input type="checkbox"/> 市外からの移住（居住面積水準未満）	30万円		
加 算 額 ※	<input type="checkbox"/> 1) 年齢や世帯構成に関する加算	10万円	10万円	
	<input type="checkbox"/> 2) 就業や雇用促進に関する加算	10万円	10万円	
	<input type="checkbox"/> 3) 地域産業の活性化に関する加算	10万円	10万円	
	<input type="checkbox"/> 4) 脱炭素化や省エネルギー化に関する加算	10万円	10万円	
	<input type="checkbox"/> 5) 居住地の誘導に関する加算	10万円		
	<input type="checkbox"/> 6) 空家バンク登録物件に関する加算	10万円		
		合計	万円	万円
		最大	100万円	100万円

※加算額1～6の合計額は補助基本額以内、かつ市費、県費それぞれ上限30万円とする。

【 来て「しらかわ」住宅取得支援事業補助金・添付書類チェック表 】

◆ 申請時必要書類

- 補助金交付申請書（第1号様式）
- 誓約書（第2号様式）
- 同一世帯全員の住民票の写し（移住後）
- 市外に継続して1年以上居住していたことを証明できる戸籍の附票、住民票除票の写し等（申請者のみ）
- 同一世帯で成人している者全員の納税証明書（課税がない者にあっては、非課税証明書）
- 案内図、配置図、平面図、立面図その他補助対象住宅の内容が確認できる書類
- 工事請負契約書又は売買契約書の原本及びその写し
- 固定資産評価額証明書（土地付き住宅を取得した場合に限る。）
- 建物登記簿の全部事項証明書
 - 住宅の建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定により交付を受けた検査済証の写し（当該住宅を新築した場合に限る。）
 - 住宅の建築基準法第6条第4項又は第6条の2第1項の規定により交付を受けた確認済証の写し又はそれに相当するもの（当該住宅を売買により取得した場合に限る。）
- 住宅の耐震診断を受けたことが確認出来る書類（昭和56年5月31日以前に建築された中古住宅である場合に限る。）
- 取得した住宅の建物全景写真
- その他市長が必要と認める書類

＜年齢や世帯構成に関する加算に必要な添付書類＞

- 母子健康手帳の原本及びその写し（第一子を妊娠中であることを理由として子育て世帯に該当する場合で、加算を申請する場合に限る。）
- 婚姻後の戸籍謄本の写し等（新婚世帯あることのみを理由とし加算を申請する場合に限る。）

＜就業や雇用の促進に関する加算に必要な添付書類＞

- 誘致企業との雇用関係が分かる書類（加算を申請する場合に限る。）
- 青年等就農計画認定書の写し（加算を申請する場合に限る。）※認定就農者の場合
- 空き店舗対策事業者の家賃補助交付決定通知書等の写し（加算を申請する場合に限る。）

＜地域産業の活性化に関する加算に必要な添付書類＞

- 設計業務委託契約書の原本及び写し（加算を申請する場合に限る。）

＜脱炭素化や省エネルギー化に関する加算に必要な添付書類＞

- 該当する住宅であることを示す書類の写し（加算を申請する場合に限る。）



◆ 請求時必要書類

- 補助金交付請求書（第4号様式）
- 振込先口座が確認できる書類（通帳・キャッシュカードの写し等）

お問い合わせ先 企画政策課 移住定住推進係 電話：0248-28-5500（直通）

ご来庁の際は、事前にお電話でお問い合わせいただくとスムーズです。

（午前8：30～12：00 午後1：00～5：15 ※土日祝日&12/29～1/3を除く）